

## 第 33 回岩手県地方港湾審議会

### 議事録

日時 令和 2 年 2 月 7 日（金） 14 時 00 分～

場所 マリオス 18 階 188 会議室

久保田港湾担当課長	<p><b>1. 開会</b></p> <p>委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、第33回岩手県地方港湾審議会を開催いたします。</p> <p>初めに、配布資料の確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>お手元に配布した資料は、会議次第、審議会委員名簿、資料-1から資料-4まででございます。よろしいでしょうか。</p> <p>本審議会につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、公開することとしておりますので、御了承願います。</p> <p>それでは、開催にあたり、岩手県県土整備部技監の中平より御挨拶を申し上げます。</p>
中平技監	<p><b>2. 挨拶</b></p> <p>県土整備部技監の中平でございます。</p> <p>本日は、御多忙のところ、当審議会に御出席いただき大変有難うございます。</p> <p>また、岩手県の港湾行政のみならず、様々な面で県政に対しまして御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。</p> <p>さて、本日は、御案内申し上げましたとおり、大船渡港の港湾計画の軽易な変更についての御審議をいただくものでございます。</p> <p>後ほど、御説明させていただきますが、大船渡港野々田地区において、大規模地震対策施設を港湾計画に位置付けるための港湾の計画の変更を行うものであります。</p> <p>本日は、様々な分野の御専門の皆様にお集まりいただいておりますので、幅広い見地からの御審議をいただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はどうぞよろしく願いいたします。</p>
久保田港湾担当課長	<p><b>3. 岩手県地方港湾審議会条例の説明</b></p> <p>ここで、新しく委員に御就任された方々もいらっしゃいますので、審議会の設置目的、運営方法等につきまして事務局から御説明申し上げます。</p>
木村主査	<p>港湾課の木村と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から説明させていただきます。</p> <p>お手元に配付しております資料-1 岩手県地方港湾審議会条例によりまして、御説明申し上げます。</p>

久保田港湾担当課長	<p>岩手県地方港湾審議会条例は、昭和 49 年 3 月に公布しております。</p> <p>第 1 条の「設置」でございますが、港湾法第 35 条の 2 第 1 項の規定によりまして、県が管理する港湾に関する重要事項を調査・審議するため、岩手県地方港湾審議会を設置しております。</p> <p>第 2 条の「所掌」でございますが、第 1 号に「港湾計画の策定及び変更に関する事」としておりまして、</p> <p>本日、御審議いただく事項が「変更に関する事」に該当するものでございます。以下 2 号でございますが、説明は省略させていただきます。</p> <p>第 3 条の「組織」でございますが、審議会の委員が 20 名以内で組織しておりまして、知事が任命しております。</p> <p>現在の委員は 20 名となっております。また、委員の任期は 2 年でございます。</p> <p>第 4 条の「会長及び副会長」でございますが、各 1 名ずつ置きまして、互選により決定しております。</p> <p>第 5 条の「臨時委員」でございますが、審議会に臨時委員を置くことができるとされております。なお、本日は臨時委員をおいておりません。</p> <p>第 6 条の「会議」でございますが、知事が召集することとなっております。審議会は委員総数の半数以上の出席が必要であり、議事は出席した委員数の過半数で決めます。</p> <p>第 7 条の「部会」でございますが、審議会に部会を置くことができるとされております。なお、今回は部会をおいておりません。</p> <p>第 8 条の「幹事」でございますが、審議会に幹事を置くことができるとなっております。現在、幹事は置いておりません。</p> <p>第 9 条の「庶務」でございますが、庶務は県土整備部で処理することとされておりまして、港湾課で行っております。</p> <p>以上、審議会の設置目的、運営方法について説明を終わります。</p> <p><b>4. 審議会成立の報告</b></p> <p>続きまして、会議の成立について御報告申し上げます。</p> <p>委員総数 20 名中、現在、本人出席 10 名、代理出席 5 名、計 15 名の出席がございますので、当審議会は成立いたしますことを、御報告申し上げます。</p>
-----------	--

久保田港湾担当課長	<p><b>5. 委員の紹介</b></p> <p>ここで、本日、御出席の委員をご紹介します。 名簿順に御紹介させていただきます。</p> <p>大船渡市商工港湾部 企業立地港湾課長の武田委員でございます。</p>
武田委員	<p>よろしくお願いいいたします。</p>
久保田港湾担当課長	<p>日本通運株式会社 北上支店長の三浦委員でございます。</p>
三浦委員	<p>よろしくお願いいいたします。</p>
久保田港湾担当課長	<p>日鉄物流釜石株式会社 代表取締役社長の森本委員でございます。</p>
森本委員	<p>よろしくお願いいいたします。</p>
久保田港湾担当課長	<p>日本大学理工学部海洋建築学科 客員教授の宮本委員でございます。</p>
宮本委員	<p>よろしくお願いいいたします。</p>
久保田港湾担当課長	<p>岩手大学 理工学部 システム創成工学科 社会基盤・環境コース 都市計画学研究室 教授の南委員でございます。</p>
南委員	<p>よろしくお願いいいたします。</p>
久保田港湾担当課長	<p>岩手県立大学 研究・地域連携本部 客員教授の千葉委員でございます。</p>
千葉委員	<p>よろしくお願いいいたします。</p>
久保田港湾担当課長	<p>岩手大学理工学部システム創成工学科 社会基盤・環境コース 助教 松林委員でございます。</p>
松林委員	<p>よろしくお願いいいたします。</p>

久保田港湾担当課長	岩手県商工会議所連合会専務理事 橋本委員でございます。
橋本委員	よろしくお願いいたします。
久保田港湾担当課長	飛鳥おもてなし実行委員会 監事 金野委員でございます。
金野委員	よろしくお願いいたします。
久保田港湾担当課長	NPOやませデザイン会議 事務局次長 見年代委員でございます。
見年代委員	よろしくお願いいたします。
久保田港湾担当課長	釜石市流通団地 水産加工業協同組合 組合員 株式会社井戸商店 常務取締役 大橋委員でございます。
大橋委員	よろしくお願いいたします。
久保田港湾担当課長	大船渡税関支署釜石出張所長 多田委員でございます。
多田委員	よろしくお願いいたします。
久保田港湾担当課長	国土交通省東北地方整備局釜石港湾事務所長 下澤委員でございます。
下澤委員	よろしくお願いいたします。
久保田港湾担当課長	国土交通省東北運輸局岩手運輸支局長 高瀬委員でございます。
高瀬委員	よろしくお願いいたします。
久保田港湾担当課長	第二管区海上保安本部釜石海上保安部 次長 阿部委員でございます。
阿部委員	よろしくお願いいたします。

久保田港湾担当課長	<p><b>6. 会長選出</b></p> <p>続きまして、審議会の会長及び副会長の選出についてでございますが、岩手県地方港湾審議会条例第4条第1項の規定により、委員の互選で会長及び副会長1名を選出していただくことになっております。</p> <p>早速、会長及び副会長1名の選出をお願いしたいと思います。委員からの御推薦はありませんでしょうか。</p>
武田委員	<p>それでは、私の方から推薦させていただきます。会長には、宮本委員を推薦いたします。副会長には、南 委員を推薦いたします。</p>
久保田港湾担当課長	<p>ただいま、武田委員から、会長には 宮本 委員が、副会長には南 委員が推薦されましたが、武田委員からの御推薦のとおり選任することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議がないようですので、そのように決定させていただきます。会長が選出されましたので、これからの議事進行は、岩手県地方港湾審議会条例第4条第2項の規定により、会長であります宮本委員をお願いいたします。宮本委員、どうぞ議長席の方をお願いします。</p>
宮本会長	<p><b>7. 審議（大船渡港港湾計画の変更（軽易な変更）（案）について）</b></p> <p>議長に選任されました宮本でございます。よろしく申し上げます。それでは、会議次第によりまして、審議会を取り進めさせていただきます。</p> <p>本日の審議事項は、知事から諮問がありました議案が1つございます。</p> <p>議案「大船渡港港湾計画の変更（軽易な変更）（案）」についてであります。</p> <p>事務局から諮問内容並びに諮問理由の説明、併せまして関係機関からの意見とその対応について説明をお願いします。</p>

木村主査	<p><b>(1)資料説明</b></p> <p>それでは事務局から大船渡港港湾計画変更（軽易な変更）について御説明させていただきます。資料－2から資料－4により説明させていただきます。</p> <p>諮問内容は、大船渡港港湾計画変更（軽易な変更）についてです。諮問理由は大規模地震が発生した場合に、物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、大規模地震対策施設として計画するものでございます。</p> <p>それでは、今回の計画変更にかかる内容を資料－2で御説明させていただきます。</p> <p>1 ページ目です。今回の計画変更における位置図です。今回、計画する大規模地震対策施設計画は写真中央に位置する大船渡港野々田地区に水深7.5m岸壁130mを位置付けるものでございます。</p> <p>2 ページ目をご覧ください。変更内容でございます。大船渡港野々田地区の既設の水深7.5m岸壁1バースを大規模地震発生時における緊急物資等の輸送拠点とするため、大船渡港港湾計画において大規模地震対策施設として耐震強化岸壁を位置付けるものです。下の図をご覧ください。左が変更前でございますが既設の水深7.5m岸壁が2バースありまして、延長260mとなっておりますが、右の図、変更後においては、水深13m岸壁に隣接する水深7.5m岸壁1バース130mを「既設の変更計画」として、今回新たに位置付けするものです。</p> <p>3 ページ目をご覧ください。計画の目的でございます。大規模地震が発生した場合に、物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、大規模地震対策施設を計画するものです。</p> <p>計画変更の背景でございますが、大きく3点整理してございます。</p> <p>1 点目、臨海部防災拠点マニュアルにおいて、緊急物資輸送を効率的に行うためには、市街地に近接した地区に耐震強化岸壁を設けることが有効とされており、大船渡港においては野々田地区が有効と判断されます。</p> <p>2 点目、大船渡市において、復興まちづくりが進んだことから、港湾背後地の土地利用形態が明確になり、防災上の拠点性が高まったこと。</p>
------	--

3点目、平成30年4月に「重要物流道路制度」が創設され、平成31年4月には、国道45号と大船渡港野々田地区を結ぶ市道も「重要物流道路」に指定されたことです。

重要物流道路については、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網として指定し、機能強化と重点支援を実施することとされており、災害時における道路啓開・災害復旧を国が代行できることなどが定められています。

左下の写真になりますが、重要物流道路に指定された区間を示しております。ご覧のように青色で示す国道45号とピンク色で示す野々田地区を結ぶ市道が指定されており、災害時には国により道路啓開作業が代行できることとなっており、一体的な運用が可能となる状況でございます。

また、大船渡市における平成28年のまちなか再生計画が進み、野々田地区における地域防災の拠点性が高まっている状況です。

4ページ目をご覧ください。野々田地区への位置付けです。

緊急物資輸送を効率的に行うためには、市街地に近接した地区に耐震強化岸壁を設けることが有効であり、大船渡港周辺の地形特性から中心市街地に近接する野々田地区が最適と判断されます。

また、対象施設につきましては、重要物流道路等からの距離や通常時の岸壁利用状況のほか、過去の大規模地震発生時の利用船型等も加味し、当該施設が最適と判断しております。あわせて、背後のふ頭用地も広いため、緊急時の用地確保もしやすい利点がございます。マニュアル上の利用想定とすれば、部隊用基地拠点、臨時ヘリポート、緊急物資の保管・仕分けヤード等が想定されてございます。

5ページ目をご覧ください。大船渡市の地域防災計画との関連性です。

大船渡市地域防災計画では、緊急物資は物資集積拠点（大船渡市民体育館、大船渡市民交流館（カメラホール））に運搬・集積し、そこから市役所や支所、地域の避難所に運搬・配給する計画とされております。

これらの施設を落とし込んだものが右下の写真でございます。野々田地区から陸揚げされた緊急物資が重要物流道路を經由し、各集積拠点等に運ばれるイメージですが概ね4km圏内、時間にして約10分程度での輸送が可能となっております。



6 ページ目をご覧ください。今回の計画変更による環境保全に関する影響と評価でございます。

事務局案として、①大気質、②水質、③騒音振動、④漁業、⑤その他（生態系や環境への影響）とまとめており、いずれも、今回の計画においては「軽微な影響である」と考えております。

総合評価ですが、今回の計画変更に伴う新たな環境負荷はないため、環境に及ぼす影響は軽微なものと考えております。なお、本計画の実施にあたっては、工法・工期等について十分検討し、さらに十分な監視体制のもとに、環境に与える影響をできるだけ少なくするように慎重に実施することとしております。

これらの評価や計画変更にかかる意見を伺うため、関係する8機関に意見照会をしております。

結果、県庁関係部局、国の行政機関、地元自治体、漁業関係者の皆さまより「意見なし」と回答をいただいております。以上から対応についてもございません。

7 ページ目をご覧ください。こちらは参考となりますが、東日本大震災津波における野々田ふ頭利用状況です。

大船渡港では、東日本大震災に係る津波注意報解除後、約10日で海上啓開作業が終了し、3月23日午後には野々田地区岸壁に国交省中部地方整備局の清龍丸が震災後初入港し、緊急物資の荷下ろしを行っております。そのほか、海上保安庁の測量船、北海道開発局の広域防災フロートによる燃料の搬入、(株)商船三井「ふじ丸」による被災者の食事・入浴支援等に利活用された実績がございます。

8 ページ目をご覧ください。こちらも参考となります。大船渡市における「まちなか再生計画」の津波防災拠点施設です。

平成30年に市中心部のJR大船渡駅前に津波防災拠点施設「おおふなぼーと」が整備されており、常時は観光案内所や会議室等の観光客や市民交流の場として利用されております。津波発生時には屋上広場が一時避難場所になることが想定されている状況です。

資料-2についての説明は以上です。

続きまして、資料-3大船渡港港湾計画書(案)、資料-4大船渡港港湾計画資料(案)でございますが、こちらはただいま資料-2で御説明した内容が記載されているものでございますので、内容の説明につきましては割愛させていただきます。お手元の資料にて御確認いただければと思います。

<p>宮本会長</p>	<p>以上、大船渡港港湾計画変更にかかる説明と関係機関からの意見についての説明となります。</p> <p>御審議のほど、よろしくお願いたします。</p> <p><b>(2)意見交換</b></p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今の諮問について、御意見、御質問がございましたら、挙手のうえ、御発言をお願いします。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>岩手県商工会議所連合会の橋本でございます。</p> <p>審議会は不慣れなものですから、お伺いたしますが、1点目は、県内には久慈、宮古、釜石、大船渡の4つの重要港湾があり、今回は大船渡港が対象となっておりますが、今後こういった大規模地震対策施設計画というのは各港湾において順次整備がなされていくものなのか、あるいは大船渡港に限って対策を講じる必要があるものなのか。</p> <p>2点目は、耐震強化岸壁の具体的な工事の内容に併せて、工事に要する計画期間はどの程度を想定されておられるのか。</p> <p>3点目は、資料2の6ページでございますけれども、総合評価の欄に記載されている、「今回の計画変更に伴う、新たな負荷はないため環境に及ぼす影響は軽微なものとする。」とありますが、字句にこだわるようですが、負荷がないのに影響は生ずるということなのか説明をいただきたいと思っております。以上です。</p>
<p>宮本会長</p>	<p>ありがとうございます。県から回答をお願いいたします。</p>
<p>照井総括課長</p>	<p>港湾課総括課長の照井と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>1つ目の御質問についてですが、県内に重要港湾が4港ございまして、各港湾における耐震強化岸壁の位置付けについてですが、大船渡港を除く久慈港、宮古港、釜石港の港湾計画で耐震強化岸壁を位置付けております。そのうち、釜石港では既に耐震強化岸壁を整備してございまして、久慈港、宮古港につきましては計画には位置付けておりますが、まだ整備はされていない状況でございます。</p> <p>更に、宮古港につきましては、現在の耐震強化岸壁の位置で良いかということ再検討中でございます。状況によっては、今の位置を変更するということも考えている状況です。</p>

	<p>2つ目の工事の内容ですが、こちらの水深7.5m岸壁は、既に整備されておりまして、構造としましては、海の中に杭を打ち込んで、橋を横から見たときに橋脚が沢山あるようなそういった構造となっております。その鉄のパイプ同士を連結して揺れに対する強度を増す。柱と柱の間に筋交いを施し耐震強化を図る、住宅でいえばそういったイメージの工事を考えている状況でございます。</p> <p>工事時期に関しましては、現在、釜石港だけ整備している状況ですが、久慈港、宮古港、今回追加する大船渡港、そして、通常の港湾事業も進めておりますので、それぞれの施設の優先順位等を勘案しながら、また、公共事業の場合どうしても予算の制約がありますので、全体を見て着工時期に関しましてはタイミングを計っていきたいと考えております。</p> <p>3つ目の6ページにあります「負荷はないため環境に及ぼす影響は軽微」という文言は、整合性が取れないのではないかという話だったかと思いますが、新たに新しいものをつくるわけではなく、震災復旧のための作業をするということで、基本的には負荷はないと考えております。ただし、全くないとは言い切れなく影響がある可能性もありますので、負荷はないと考えているが全くないとは言い切れないという意味で少し曖昧な表現になっております。</p> <p>御理解いただければ幸いです。</p>
宮本会長	橋本委員よろしいでしょうか。
橋本委員	<p>最初のほうの質問に対しては理解いたしました。ありがとうございます。</p> <p>3つ目に関しては、「環境に負荷はないと思われるが」など「環境に負荷はないが軽微」よりも適切な言葉があつて然るべきかと思えます。</p>
宮本会長	<p>環境部局からしますと影響がないとは言いにくいもので、最大限に影響がないと思っけていても「軽微である」と表現しているものと思えます。</p> <p>事務局の方からは、こういった意見があつたことを環境部局とも少し話をされたほうが良いかもしれませんね。</p> <p>それでよろしいでしょうか。</p>

橋本委員	そこは一任致します。特にこだわるものではなく、受ける印象として伺いました。
中平技監	承知いたしました。影響と評価のところのコメントについては、その他のところについても、計画規模が小さいであるとか、ということで負荷について「ない」とは確かに書いてないところがありますので、表現ぶりは御意見を踏まえて適切な文言を考えさせていただきます。
橋本委員	かしこまりました。よろしくお願いいたします。
宮本会長	内容というよりは、今後のこととして表現を考えると良いかもしれないですね。 ほかにご発言はございませんか。
松林委員	岩手大学の松林です。岸壁の利用についてあまり詳しくないので教えていただきたいのですが、今回、130mの区間を耐震強化岸壁として整備されるということで、まず130mで十分であるのか、実際に災害が起きた際、優先的に警戒などが行われる重要道路との接続が大事になるとのことですが、ふ頭を含めての災害時どのような被害があって、利用できる状況なのかについて検討された内容を教えていただけますでしょうか。また、耐震工事を行う岸壁以外の岸壁ではどのような被害が想定されるのか教えていただけますでしょうか。
宮本会長	ありがとうございます。事務局の方から回答をお願いいたします。
照井総括課長	今回の対象は、大船渡市と陸前高田市を対象としており、お住いの方々に救援物資をお届けするということを考えております。 そこで、マニュアルによりますと、岸壁の処理能力が130mの岸壁に対して10%位の能力があれば十分とされておりますので、規模としては130m岸壁の水深7.5m岸壁で十分となります。 国内の水深7.5m岸壁だと、一般の貨物船で5千重量トン相当です。水深の浅い岸壁にしますと、入ってくる船の制約がありますし、大きくなりますと過大な工事費になってしまうので、水深7.5m岸壁が適切と考えております。

	<p>そして、被害については、最悪の場合は水深 7.5m 岸壁は残りませんが、左右の水深 7.5m 岸壁及び水深 13m 岸壁は、傾いたりといった被害が発生する可能性があると考えております。背後のふ頭用地につきましては、液状化やガタガタするといった被害を想定しております。ただし、陸上部分についてはガタガタしていても平坦なところであれば短期間で復旧が可能と考えられますので、緊急時にも対応できると考えています。</p>
松林委員	<p>ありがとうございます。</p>
宮本会長	<p>ほかにご発言はございませんか。</p>
南委員	<p>3 ページのところの道路の接続についてですが、輸送対象が大船渡市と陸前高田市というお話ですが、この考え方は何かに記載されているものなのか、他の港湾との兼ね合いからみて地域的役割を果たすべく、場所が決まっているのか、また、決まっているのであれば、背後の道路利用について港湾を利用した物資の搬入を期待されていると思いますが、その際、後背地や三陸沿岸を含めた道路利用を想定されているのか広域的なお話になりますが、教えていただけますでしょうか。</p>
照井総括課長	<p>国土交通省港湾局で出しております「臨海防災拠点マニュアル」というものに基づいて計画しておりますが、概ね港湾の背後 10 km 圏となっており、釜石市は釜石港の耐震強化岸壁で背後圏をカバーする、大船渡港については大船渡市および陸前高田市を背後圏としカバーする、その他宮古港、久慈港においてもそれぞれの背後圏をカバーすることにより沿岸部については網羅できるということでございます。</p> <p>また、マニュアルの中には緊急物資の分担率が記載されております。分担率は概ね 10%、場合によっては 20%とされておりまして、大船渡で災害が起きた際、海からの緊急物資は 10~20%運ばれてくることになり、その他の物資につきましては陸送されることになり、三陸沿岸道や縦断道が活用されることが想定されます。港湾としては 10~20%を想定しております。</p>
宮本会長	<p>南委員のご指摘された点は重要なこととなりますので、事務局でもしっかり対応していただきたいと思います。</p> <p>ほかにご発言はございませんか。</p>

千葉委員	<p>もし仮に、陸送・海からの物資が難しくなった場合に、空からの物資も非常に重要となりますので、ふ頭用地に臨時ヘリポートが位置付けられています。ヘリ等どれくらいの距離から来られるのを想定しているのか、臨時と書いてありますが、どの程度の設備を考慮してもらえるのかお聞かせください。</p>
木村主査	<p>東日本大震災の実績から言いますと、仙台から釜石くらいまではヘリコプターで移動している実績があるかと思えます。今回のふ頭用地になりますが、実際にふ頭用地にヘリコプターが着陸した実績はなく、大船渡港につきましては、背後にある大船渡小学校の校庭を臨時ヘリポートとしまして、距離にしまして約1km圏内になります。例えばですが、ふ頭用地が使えない場合でも背後の小学校が使えるため、地域防災計画上一体的な利用が考えられると想定してございます。</p>
宮本会長	<p>ほかにご発言はございませんか。</p>
金野委員	<p>正確な期間は分からないかと思いますが、工事期間はどれくらいを想定されておりますでしょうか。</p>
照井総括課長	<p>久慈港、宮古港の耐震強化岸壁の整備もまだできていない状況ですので、優先順位を勘案しながら進めていく必要がありますので、まだ具体的な着工年度の計画は持っていません。ただ、港湾の場合は、どうしても港湾計画に位置付けておかないと工事着工できませんので、まずは港湾計画に位置付けておきまして、例えば、国土強靱化計画等の国の政策の中で進めていく等、整備のタイミングを図るものと考えております。</p>
宮本会長	<p>ほかにご発言はございませんか。</p> <p>ご発言もないようですので、皆様にお諮りいたします。</p> <p>議案「大船渡港港湾計画の変更（軽易な変更）（案）について」は、異議がないものとして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>それでは、議案「大船渡港港湾計画の変更（軽易な変更）（案）について」は、当審議会として「原案を適当と認める。」旨を知事に答申することとします。</p>

<p>久保田港湾担当課長</p>	<p>以上で、本審議会における審議事項は、終了いたしました。 議事進行にご協力をいただきありがとうございます。 進行を事務局にお返しいたします。</p> <p><b>8. その他</b></p> <p>御審議ありがとうございました。 続いてその他でございますが、事務局からは特にありませんが、委員のみなさまから何かございますでしょうか。</p>
<p>宮本会長</p>	<p>それでは、一言、二言ほど挨拶させていただきます。</p> <p>私は、東日本大震災の際に東北地方整備局の副局長で港湾を担当しておりました。あの時の経験を申し上げますと、まず、岩手県の沿岸も大変な被害を受けたわけでございますが、地震の振動による被害はそれほど多く受けておらず、仙台より南は津波と合わせて地震振動の被害を受け、岩手県や八戸は津波による被害がほとんどで、振動による構造物の被害はほとんどありませんでした。その結果、八戸港のコンテナは3月11日津波の被害を受けて、確か、5月には韓国の船を受け入れていました。津波で流されて大変なことになったものの、構造物被害はほとんどありませんでした。一方で仙台港は、再開するのは9月で半年かかりました。</p> <p>つまり、岸壁の構造は一度壊れますと、修復も大変で船も着かない状況になります。</p> <p>構造物が壊れてしまいますと海からアクセスできなくなりますので、そういった意味では、耐震強化岸壁を計画されたということは一歩前進されたと、大変良いことだと思います。</p> <p>一方で、岸壁というのは海の中で直立してる構造物になりますので、自然の形からいいますと、一番不自然な形が岸壁になります。それだけに、耐震補強というのは技術的に難しくお金もかかりますので、計画に位置付けて限定的にしかできないというのが今の状況でございます。</p> <p>事務局の方もこれから予算の確保がありますので、皆様の質問に対して工期を明示できないというのが今の状況かと思えます。</p> <p>皆様が熱意をもって注目をして下されば、少しは地域の熱意としてより安心な港づくりができるかと思えますのでどうぞよろしくお願いいたします。</p>

久保田港湾担当課長	<p><b>9. 閉会</b></p> <p>宮本会長から非常に貴重な意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p>今日は、長時間にわたり御審議いただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>これもちまして、第33回岩手県地方港湾審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>
-----------	---